

教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）の教育目的 教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）教職開発専攻は、「地域で育ち、世界に生き、地域を支える」教育に寄与することができる教師を育てることを使命と考え、そのために必要な高い資質能力、および人権意識を修得させることを目的とする。

コース名	教育目的
学校改善マネジメント コース	教職経験10年程度の現職教員を対象とし、これまでの経験を学校経営という観点から整理・意味づけを行い、専門的知見に基づく高度の実践的指導力を修得したミドルリーダーとして、「現任校をよりよい学校へと改善する中心的役割を担うことのできる教員」および、「地域の強みを活かした学校づくりに寄与する教員」を養成する。また、「自ら学び続けるとともに、周りの教職員の学びを支援する教員」の養成を目指す。
スペシャリスト コース	現職教員を対象として、これまで教科や分野・領域の指導や実践的研究で修得してきた専門的知識や実践力をもとに、専門性を深めることにとどまらず当該教科や分野・領域の知識や考え方を教科や領域を超えて、日常から未来に広がる学びを創り出す教員を育成する。また、当該教科等はもとより、学校全体の教育課程の編成に寄与し、ミドルリーダーとして若手教員等の育成に貢献できる資質能力を高める。 なお、スペシャリストコースについては、以下の2プログラムを設定する。 ・スーパーサイエンスティーチャープログラム-SSTP (Super Science Teacher Program) ・スーパーグローバルティーチャープログラム-SGTP (Super GLOCAL Teacher Program) ※ ※グローバルとは、グローバル (Global: 地球規模の、世界規模の) とローカル (Local: 地方の、地域的な) を掛け合わせた造語で、「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する (Think globally, act locally)」という考え方である。
授業実践力向上 コース	学部からの進学者など、主として教職経験がない、あるいは浅い者を対象とし、学部での学習を土台として、子ども理解と確かな知識に根差し、子どもや学校・地域の実態に応じた授業を計画・展開できる「確かな授業力」を主軸とし、子どもの学びをエンパワーする学習集団としての学級を育て、子ども、保護者、教職員から信頼される教員、またよりよい実践に向けて、学び続ける基盤と姿勢をもった教員の養成を目指す。
特別支援教育 コース	現職教員及び学部からの進学者などを対象に、特別支援教育に関する理解を深め、障害など特別な配慮を必要とする児童生徒一人ひとりに応じた教育が行える実践力を高める。とくに、現職教員については、児童生徒の自立や社会参加に向けたライフステージに応じた指導・支援を行うとともに、特別支援学校のセンター的機能を果たすためのコンサルテーションの専門性を向上させる。また、学校運営に寄与するために、若手教員等の育成に当たるミドルリーダーの資質能力を高める。特別支援学級の教員は、児童生徒の指導・支援に関する専門性を高め、特別支援教育コーディネーターとして、通常の学級に在籍し支援を必要とする児童生徒への全校的対応について助言を行い、校内支援体制の構築に寄与する資質能力を高める。あわせて、現職教員及び学部からの進学者とともに、特別な配慮を必要とする児童生徒の家庭の理解、支援を行うことができる資質能力を高める。

和歌山大学の目的及び使命並びに教育学研究科の目的に基づき、研究科の専門教育を通して、「学び続ける教師」として次の目標に到達していると認められる者に教職修士（専門職）の学位を授与する。

1. 高度な専門性と研究力

- ・学校教育において教育活動を行うための高度な専門的知識や実践力を身につけている。
- ・学校や教育実践に寄与するために、課題解決に取り組むための力量を有している。
- ・自律的に課題を発見・解決する柔軟な思考力や研究遂行力を身につけている。
- ・短期的・長期的な視野に立ち、反省的実践者としての省察に基づいて教育活動の改善に取り組むための力量を有している。

2. 協働性と倫理性

- ・基本的人権を擁護し、他者と関わりながら教育活動を高度に展開するための基盤を有している。
- ・研究倫理を順守し、教育の発展に寄与する高度な研究活動を行う基盤を有している。

3. 地域への関心とグローバル視点

- ・地域をグローバルな視点から理解し、地域社会と協調的な関係を構築するための高度な専門的知識や技能を身につけている。

教職修士（専門職）にかかる学修成果を身につける教育課程を次の方針に基づき編成し実施する。

【教育課程編成の視点と内容】

1. 「学び続ける教師」として求められる高度な専門的知識や技能を身につけるため、体系的・系統的なカリキュラムを設定する。その内容は、専攻共通科目（専攻共通基礎科目及び専攻共通深化科目）、コース専門科目、実習科目、実習関連科目及び修了研究に分類する。
2. 教育課程の編成に際しては、以下の内容を視野に入れる。
 - ・最新の専門理論・技術と実践の架橋
 - ・地域の学校・子どもの実態、必要性に応じた実践を行うための理論・技術の修得
 - ・時代が求める教育を地域に応じて展開できる理論の修得と実践

【教育課程展開の授業形態・方法】

1. 授業科目ごとに到達目標を設定する。
2. 到達目標に向かって学修を進められるように、講義、演習、実験、実習、実技又はこれらを組み合わせた授業を行う。
3. 各科目では、その態様に応じて予習・復習・課題等により、授業時間外学習を課す。
4. 授業の方法については、以下の内容を視野に入れる。
 - ・研究者と実務家によるティームティーチング、あるいはチームによる授業提供
 - ・課題解決型ワークショップ、提案型プレゼンテーション、ロールプレイング、ケースメソッドや実践事例の検討
 - ・指導案の提案、それに基づく授業実践
 - ・地域の学校と密着した実習
 - ・関係機関との意見交換会・交流会

【学修成果の評価方法】

1. 学修成果は、シラバス等に明記された到達目標に応じて、試験、レポート、審査、口頭試問、研究発表などを通して評価する。
2. 評価の方法に際しては、次の内容を視野に入れる。
 - ・課題解決型ワークショップ、提案型プレゼンテーション、ロールプレイング、ケースメソッド、指導案・授業実践の評価
 - ・学生が自ら立てた課題と到達目標の達成度
 - ・学校や地域・関係機関に関する報告書

履修方法 下記の履修基準単位表に従い、46単位以上を単位取得してください。

(令和3(2021)年度以降入学者の履修基準単位表)

科目区分		修了に必要な単位数				対応するディプロマ・ポリシー
		学校改善マネジメントコース	スペシャリストコース	授業実践力向上コース	特別支援教育コース	
専攻共通科目	専攻共通基礎科目	8	8	8	10	1,2,3
	専攻共通深化科目	12	12	12	10	1,2,3
コース専門科目		12	12	12	12	1,2,3
実習科目		10	10	10	10	2,3
実習関連科目		2	2	2	2	1,2
修了研究		2	2	2	2	主に1,2
計		46	46	46	46	
修了後授与される学位		教職修士(専門職)(Master of Education for Professional Development)				

注1. 学校改善マネジメントコース・スペシャリストコースでは、これまでの学修履歴に応じて、「専攻共通深化科目」の一部科目を「コース専門科目」の当該分野の科目によって代替できます。

2. 原則としてすべての実習科目において免除は認められていません。

3. 実習科目の履修に際しては、実習に対応する学校種の教育職員免許状を所有する必要があるため注意してください。(授業実践力向上コース「教育職員免許状取得プログラムを希望する者」の区分により入学した者は、1年目終了時までに教育職員免許状を取得してください。)

(令和2(2020)年度以前入学者の履修基準単位表)

科目区分		修了に必要な単位数				対応するディプロマ・ポリシー
		学校改善マネジメントコース	スペシャリストコース	授業実践力向上コース	特別支援教育コース	
専攻共通科目	専攻共通基礎科目	10	10	10	10	1,2,3
	専攻共通深化科目	10	10	10	10	1,2,3
コース専門科目		12	12	12	12	1,2,3
実習科目		10	10	10	10	2,3
実習関連科目		2	2	2	2	1,2
修了研究		2	2	2	2	主に1,2
計		46	46	46	46	
修了後授与される学位		教職修士(専門職)(Master of Education for Professional Development)				

(上記の注1～3もあわせて確認してください。)

履修登録 修了要件単位及び教育職員免許状取得のために必要となる単位を確認するとともに、指導教員の指導のもとに、毎学期初めの所定の期日(履修登録日)までに、履修しようとする授業科目を所定の手続きに従って登録する必要があります。

履修しようとする授業科目の確認方法(開設科目一覧・シラバス) 後掲の「開設科目一覧」を参照ください。授業の詳細情報については、和歌山大学ウェブサイト「<http://www.wakayama-u.ac.jp/>」から教育サポートシステムにアクセスし、「シラバス」を検索することで閲覧することができます。

学期 教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）ではクォーター制（4学期制）を導入し、学年を4つの学期に区分し、各授業科目は、各期15週（回）にわたる期間を基本として授業を行います。

履修登録の時期 具体的な科目や登録期限については、後掲の『開設科目一覧』や教育サポートシステムで確認してください。期限を過ぎた場合、登録の変更は一切できません。なお、すべての科目の登録期間は4月です。

指導教員届の提出 入学時の履修登録（1年次4月）に際し、「指導教員届」を提出してください。

授業の方法・単位数・学修時間（単位の計算方法） 1単位を修得するために必要な学修量は、『大学院設置基準（昭和49年6月20日文科省令第28号）』において、授業時間外の学修を含め「45時間」と定められています。1年間において履修登録することができる単位数の上限は40単位ですが、予習・復習等に充てる時間を確保しながら履修科目を選ぶようにしてください。

区 分	1単位を修得するために必要な学修量
講 義	授業時間数15時間（及び予習・復習等30時間）
演 習	授業時間数15～30時間（及び予習・復習等30～15時間）
実験・実習・実技	授業時間数30時間（及び予習・復習等15時間）

現職教員等の修学に関する特例措置 『大学院設置基準』第14条に定める教育方法の特例（14条特例）の趣旨に基づき、現職教員等を受け入れ、再教育の機会を設けることは、本研究科設置の主要目的の一つです。現職教員等の修学を容易にし、大学院としての研究・教育の一定の水準を維持するための制度として、以下の措置を講じています。

1. 特例措置適用の認定

学校教育法第1条に規定する学校において3年以上の教職経験を有する者のうち、派遣母体である都道府県教育委員会・学校法人等の意向を勘案し、出願時の申請に基づき研究科委員会において、特例措置の適用を認定する。

2. 教育方法

- (1) 現職教員のうち、特例措置の適用を認定された者は、専門職学位課程（教職大学院）の修業年限の前半1年間は研究科において、研究及び履修に専念し、定められた単位を取得する。
 - ・この期間における履修単位は、課程修了に必要な46単位のうち、34単位以上とする。
 - ・これらの単位は、通常の授業時間帯に開講される授業により履修する。
- (2) 後半の1年間は、在職校においてその勤務と教育実践研究を並行し、研究科の指定した日に登校し研究指導を受けるとともに定められた科目の履修を行う。
 - ・この特例による履修単位は、修了研究を含む12単位以内とする。
 - ・特例措置の適用を認定された者の2年次における履修は下記の範囲内とする。

専攻共通科目（又はコース専門科目）	4単位以内
実習科目	6単位（以内を削除）
修了研究	2単位
	計12単位以内
 - ・特例による授業時間における履修に関しては、指導教員の指導のもとに計画し、1年次の修了までに、あらかじめ決定する。
- (3) 授業の実施方法
 - ・平日の通常授業時間のほか、夏季・冬季等の休業期間において、集中講義等により授業を開講する。

既修得単位の認定 「和歌山大学学則」第74条の規定に基づき、入学する前に和歌山大学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）で修得した単位について、教育学研究科に定める修得すべき単位数に算入することができます。ただし、修業年限の短縮は行いません。この制度に基づいて単位認定を受けようとする学生は、学生センター（学務課教育学部係）にある「既修得単位認定願」に成績証明書を添付し、入学年の4月末日（土日祝日除く）までに申請してください。

時 限	時 刻	備 考
(予 鈴)	(9 : 0 5)	
1時限	9 : 1 0 ~ 1 0 : 4 0	午前 6時時点の和歌山市の気象警報に注意
(休 憩)	(1 0 : 4 0 ~ 1 0 : 5 0)	
2時限	1 0 : 5 0 ~ 1 2 : 2 0	午前 6時時点の和歌山市の気象警報に注意
(昼 休)	(1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 1 0)	
3時限	1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 4 0	午前10時時点の和歌山市の気象警報に注意
(休 憩)	(1 4 : 4 0 ~ 1 4 : 5 0)	
4時限	1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0	午前10時時点の和歌山市の気象警報に注意
(休 憩)	(1 6 : 2 0 ~ 1 6 : 3 0)	
5時限	1 6 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0	午前10時時点の和歌山市の気象警報に注意※
(休 憩)	(1 8 : 0 0 ~ 1 8 : 1 0)	
6時限	1 8 : 1 0 ~ 1 9 : 4 0	午前10時時点の和歌山市の気象警報に注意※

※5時限以降の授業は3時限以降連続して開講する場合がありますため、午前10時時点の学内連絡を参照してください。

気象警報発表時における授業の取扱い 和歌山市に「暴風警報」,「大雨警報」または「大雪警報」が発表された場合(和歌山市以外の警報は対象となりませんので注意してください), 南海本線及びJR阪和線が両線とも運休した場合には、授業を全て休止とします。

なお、同警報が解除または運転再開した場合の授業の取扱いは以下のとおりです。

◀警報解除時刻▶ 午前 6時 0分 の時点で解除された場合 → 1時限から実施
午前10時 0分 の時点で解除された場合 → 3時限から実施

※授業実施中に「暴風警報」,「大雨警報」または「大雪警報」が発表された場合等においては、原則としてその時限は実施し、次の時限以降を休止とします。状況によっては、授業中であっても授業休止とする場合や地震その他の災害等によっても休止とする場合がありますので、掲示連絡等には注意してください。

欠席について 特別な事由により欠席する場合、ウェブサイトで公開されている『学生便覧』・学内規則の項目に記載されている「和歌山大学学生の特別な事由による欠席の取り扱いに関する要項」を参照してください。詳しくは、学生センター(学務課教育学部係又は教育推進係)までお問い合わせください。

試験の方法 試験の方法は、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目ごとにシラバスに記載されています。試験は、筆記又は口述とし、当該科目の授業が終了する学期末に行われます。ただし、授業科目によっては、適当な時期に行うことがあります。

(再掲 カリキュラム・ポリシーにおける【学修成果の評価方法】)

1. 学修成果は、シラバス等に明記された到達目標に応じて、試験、レポート、審査、口頭試問、研究発表などを通して評価する。
2. 評価の方法に際しては、次の内容を視野に入れる。
 - ・課題解決型ワークショップ、提案型プレゼンテーション、ロールプレイング、ケースメソッド、指導案・授業実践の評価
 - ・学生が自ら立てた課題と到達目標の達成度
 - ・学校や地域・関係機関に関する報告書

成績評価 成績評価の方法は、「和歌山大学成績評価及び単位取得並びにGPA制度に関する規定」に基づき、授業科目ごとにシラバスに記載されています。

素点と評価及び学修の成果 素点と評価及び学修の成果の関係は以下のとおりです。

素点	評価	学修の成果
90～100	S	特に優れた成果を修めた。
80～89	A	優れた成果を修めた。
70～79	B	期待される成果を修めた。
60～69	C	必要とされる最低限の成果を修めた。
0～59	F	必要とされる成果を修めることができなかった。

なお、素点及び評価区分による評価が困難な科目については、可否のみの評価をすることがあります。

評価	学修の成果
合格	あらかじめ明示された到達目標を達成している。
不合格	あらかじめ明示された到達目標を達成していない。

合格については、その授業科目の所定の単位を修得したものと認定します。

その他、詳しくは、ウェブサイトに掲載している『学生便覧』・学内規則の項目に掲載されている「和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPAに関する規程」を参照してください。

素点とG P (Grade Point) 値 素点とG P 値の関係は以下のとおりです。

素点	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91
G P 値	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6
素点	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81
G P 値	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6
素点	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
G P 値	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6
素点	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61
G P 値	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6
素点	60	0-59	計算方法 G P 値 = (素点 - 55) ÷ 10 但し素点 59 以下は 0 とする。							
G P 値	0.5	0								

G P A (Grade Point Average) G P Aとは、成績評価をG P 値に置きかえて、履修登録した全科目の平均を数値により示すものです。和歌山大学では当該学期における学修の成果目標としての「学期G P A」と、在学中における全期間の学修の成果目標としての「通算G P A」の2通りがあります。低い成績評価や単位の取り落としはG P Aの低下につながります。この制度を活用して、自己の学修状況と目標の達成度を把握し、適切な履修計画を立てるようにしてください。また、G P Aは修学指導等にも利用されます。

成績交付時期 成績交付の時期は以下のとおりです。詳しくは、教育サポートシステムにて連絡します。

区分	成績交付時期
1 Q・2 Qの成績	9月上～下旬に交付。
3 Q・4 Q・年間の成績	3月中～下旬に交付。

成績評価に関する申立て 成績評価について疑義がある場合は、所定の用紙（学生センターの学務課教育学部係に備付）により申立てを行うことができます。詳しくは、ウェブサイトに掲載している『学生便覧』・学内規則の項目に掲載されている「成績交付締切日、成績交付期間、成績評価の異議申立ての申合せ」を参照してください。

修了研究の認定 以下のとおりです。

コース名	修了研究
学校改善マネジメント コース	「課題リサーチインターンシップ」, 「課題分析」, 「学校実践実習A・B」における実践記録, 整理・分析をもとに, 現任校で得た知見が地域の学校にどのように活かされるかについて検討を行い, 修了研究報告書としてまとめ, 現任校をはじめ学校関係者参加の修了研究報告会で, 成果と課題, 汎用性について簡潔に発表できるよう準備を行い, 想定される質疑応答に備える。
スペシャリスト コース	「課題リサーチインターンシップ」, 「課題分析」, 「学校実践実習A・B」における実践記録, 整理・分析をもとに, 現任校で得た知見が地域の学校にどのように活かされるかについて検討を行い, 修了研究報告書としてまとめ, 現任校をはじめ学校関係者参加の修了研究報告会で, 成果と課題, 汎用性について簡潔に発表できるよう準備を行い, 想定される質疑応答に備える。
授業実践力向上 コース	自らの学びと課題を修了研究報告書となるポートフォリオにまとめる。「授業参加インターンシップ」, 「課題分析」, 「授業実践実習A・B」における実践記録, 整理・分析をもとに, 自己課題, 取組, 省察・成果, 今後の課題についてまとめ, 実習校をはじめ学校関係者参加の修了研究報告会で, 自己課題, 取組, 省察・成果, 今後の課題について簡潔に発表できるよう準備を行い, 想定される質疑応答に備える。
特別支援教育 コース	現職教員の場合, 「課題リサーチインターンシップ (特別支援教育)」, 「課題分析 (特別支援教育)」, 「学校実践実習A・B (特別支援教育)」における実践記録, 整理・分析をもとに, 現任校で得た知見が地域の学校にどのように活かされるかについて検討を行い, 修了研究報告書としてまとめ, 現任校をはじめ学校関係者参加の修了研究報告会で, 成果と課題, 汎用性について簡潔に発表できるよう準備を行い, 想定される質疑応答に備える。 学部からの進学者の場合, 自らの学びと課題を修了研究報告書となるポートフォリオにまとめる。「授業参加インターンシップ (特別支援教育)」, 「課題分析 (特別支援教育)」, 「学校実践実習A・B (特別支援教育)」における実践記録, 整理・分析をもとに, 自己課題, 取組, 省察・成果, 今後の課題についてまとめ, 実習校をはじめ学校関係者参加の修了研究報告会で, 自己課題, 取組, 省察・成果, 今後の課題について簡潔に発表できるよう準備を行い, 想定される質疑応答に備える。

学位 教育学研究科専門職学位課程(教職大学院)に2年以上在学し, 教職開発専攻で定めた修了認定に必要な授業科目46単位以上を修得した者は, **教職修士(専門職)(Master of Education for Professional Development)**の学位が授与されます。

専修免許状 小学校、中学校（各教科）、高等学校（各教科）、特別支援学校（領域：知的障害・肢体不自由・病弱）教諭1種免許状（あるいは1種に対応する教育職員免許状）を有する者は、教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）において学位を取得し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得することで、所有する1種免許状に対応する専修免許状を取得することができます。

専修免許状を取得するための 基礎資格	専修免許状を取得するための 所定の単位
修士（教職修士（専門職））の学位を有すること	「教科及び教職に関する科目」（特別支援学校においては「特別支援教育に関する科目」） <u>24単位以上</u> を取得すること

取得可能な専修免許状の種類 以下のとおりです。

小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭
小学校	国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・保健・技術・家庭・職業・職業指導・英語・ドイツ語・フランス語・中国語・〈韓国・朝鮮語〉・宗教	国語・地理歴史・公民・数学・理科・音楽・美術・工芸・書道・保健体育・保健・看護・家庭・情報・農業・工業・商業・水産・福祉・商船・職業指導・英語・ドイツ語・フランス語・中国語・〈韓国・朝鮮語〉・宗教	知的障害・肢体不自由・病弱

教育職員免許状の申請 教育職員免許状の交付を受けるためには教育委員会への申請が必要です。その方法には、本人自ら申請を行う 個人申請 と、大学が申請を代行する 一括申請 があります。教育学部では毎年3月に大学を修了する学生を対象に、学生センターにおいて一括申請の業務を行っています（9月修了は対象となりません）。手続きの方法は2年次10月から11月にかけて、教育サポートシステムで詳しく指示します。なお、このとき申請ができなかった場合は修了後に 個人申請 となりますので、十分注意してください。

修了年次 10-11月	教育職員免許状の一括申請を行います。手数料が別途必要になります。
3月	修了時において、学位記（卒業証書）とともに教育職員免許状を受け取ります。

教育職員免許状取得プログラム 本プログラムでは、通常のエデュケーション研究科専門職学位課程（教職大学院）の履修とともに、科目等履修生として学部の教員養成カリキュラムを履修することにより、教育職員免許状（小学校2種、ただし和歌山大学システム工学部においてSSTP(Super Science Teacher Program)又は教育職員免許状取得コースの認定を受けている学生は中学校1種）の所要資格を得ることができます。この場合、科目等履修生にかかる検定料、入学金、授業料は免除され、また、下記の長期履修学生制度を活用することができます。なお、本プログラムの取扱いは、後掲の「和歌山大学大学院教育学研究科教育職員免許状取得プログラム取扱要項」に基づいています。

長期履修学生制度 授業実践力向上コースにおいて教育職員免許状取得プログラムの認定を受けた学生・和歌山大学システム工学部においてSSTP（Super Science Teacher Program）の認定を受け、教職開発専攻授業実践力向上コースに入学した学生を対象に、研究科の標準修業年限の2年を超えて一定の期間（3年）にわたり計画的に教育課程を履修・修了することの希望を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めています。

この制度により長期履修学生と認められた場合の授業料は、2年間（標準の修業年限）分の授業料総額を、あらかじめ認められた一定の修業年限で除した額にして、それぞれの年に支払うこととなります。

申請するための資格及び時期等については入学手続き時に送付していますが、後掲の「国立大学法人和歌山大学大学院教育学研究科長期履修学生規程」も参照してください。

国立大学法人和歌山大学大学院教育学研究科長期履修学生規程

制定 平成17年6月23日 最終改正 平成31年1月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第75条の2の規定に基づいて履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(修業年限及び在学年限)

第2条 長期履修学生の修業年限は、年度単位とし、3年又は4年とする。ただし、第2年次から長期履修学生として認められた者は、第2年次から2年とする。

2 前項の修業年限を超えて在学できる年限は、2年とする。

(申請資格)

第3条 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、第2年次に在学する者は、申請することができない。

- (1) 職業を有する者
- (2) 教育職員免許状取得プログラムを受講する者
- (3) その他研究科長が認めた者

(申請手続)

第4条 長期履修学生を希望する者は、別に定める長期履修申請書を次の各号に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 第1年次の始めから希望する場合、入学前の3月1日から3月10日まで。
- (2) 第1年次に在学する者が第2年次の始めから希望する場合、第1年次の3月1日から3月10日まで。

(許可)

第5条 前条の申請に対しては、和歌山大学大学院教育学研究科会議（以下「研究科会議」という。）の議を経て、研究科長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第6条 長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める長期履修期間短縮申請書を、短縮による修了予定年度の前年度の3月1日から3月10日までの間に提出しなければならない。

2 前項の履修期間の短縮は、標準修業年限（2年）への短縮を含むものとする。

(履修期間短縮の許可)

第7条 前条の申請に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が許可する。

(学籍管理原簿への記載)

第8条 第5条及び前条の許可があった場合は、学籍管理原簿にその旨を記載するものとする。

(授業料)

第9条 長期履修学生の授業料の額は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 〈略〉

和歌山大学大学院教育学研究科教育職員免許状取得プログラム取扱要項

制定 平成21年1月29日 最終改正 平成30年12月6日

(趣旨)

1 大学院教育学研究科に在籍する学生（研究生及び科目等履修生を除く。）が、教育職員免許状の取得の所要資格を得ることができるプログラム（以下「教育職員免許状取得プログラム」という。）を設け、その実施に必要な事項を定める。

(申請資格)

2 教育職員免許状取得プログラムの受講を申請できる者は、大学院の入学選抜試験に出席した者とする。

(申請)

3 教育職員免許状取得プログラムの受講を申請する者は、別に定める教育職員免許状取得プログラム受講申請書及び履修計画書を、入学試験の出願期限までに出席書類と併せて提出しなければならない。

〈中 略〉

(その他)

11 この要項に定めるもののほか、教育職員免許状取得プログラムの実施及び教職開発専攻に在籍する学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 〈略〉

(関係するウェブサイトのアドレス等)

学生番号 (30期の場合)	07303***	ゼロではじまる8桁の数字です。学生証を確認してください。
メールアドレス (カ)	l303***@wakayama-u.ac.jp	<u>最初の1は小文字のエルです (数字の1ではありません)</u>
メールアドレスのパスワード	新入生には別途お知らせがあります	
<u>教育サポートシステム</u> のパスワード	新入生には別途お知らせがあります	
証明書自動発行機のパスワード	受験番号の下4桁です	

教育学部・教育学研究科	⇒	https://www.wakayama-u.ac.jp/edu/	
新入生向け設定ガイドのページ	⇒	https://www.wakayama-u.ac.jp/aic/for_new_student.html	<u>新入生は重要</u>
<u>教育サポートシステム</u>	⇒	https://kmags.wakayama-u.ac.jp/	
ムードル (M o o d l e)	⇒	https://moodle.wakayama-u.ac.jp/	
シラバス	⇒	https://web.wakayama-u.ac.jp/syllabus/	
在学中マイクロソフトのソフトウェアがインストールできるページ	⇒	https://www.wakayama-u.ac.jp/aic/service/365/proplus.html	
学術情報センター	⇒	https://www.wakayama-u.ac.jp/aic/	

・ソフトウェアの不正使用は、著作権法および本学のネットワーク利用規定で禁止されているので注意してください。